

● 2025年5月号解題

ストライキ

『日本労働研究雑誌』編集委員会

本号は「ストライキ」を特集する。現在の日本でストライキは減多にみられず、ほとんど忘れ去られた存在である。巻頭言で野田氏が指摘する通り、それは「諸外国と比較して少ない」といった水準ではなく、労働損失日数で他の欧米諸国の100分の1から1000分の1という隔絶して低い水準である。日本は、1970年代までは他国と比較してもストライキの多い国だった。だがその後労働争議件数も労働損失日数も減少し、1990年代以降は低位で推移してきた。

世界的にみれば、やはり長きにわたってストライキは低減傾向にあったが、ここにきて増加傾向に転じている。アメリカでは、2023年に全米自動車労組(UAW)が自動車大手3社に対して延べ6週間にわたるストライキ、ハリウッドでは脚本家や俳優らの労働組合によるストライキ、カリフォルニア州では大学教授職員によるストライキが実施されるなど、大規模ストの件数は2000年以来最多となった。イギリスでは鉄道や医療などの公共部門において、ドイツでも鉄道運転士組合がストライキを起こすなど、コロナ後の先進国で共通してストライキが増加している。

日本でも、2023年8月に起きたそごう・西武労働組合のストライキは、大きな話題を呼んだ。他にも非正規春闘で待遇改善を求めるストライキ、ジェットスターや徳島新聞、アマゾン配達員によるストライキも報じられている。しかしながら、いまだ日本社会においてストライキが増加に転じたといえるほどの変化は生じていない。

ストライキの実施は、企業にとっても、何より労働者にとっても大きな負担を強いる。そのため、労使協調が機能していればストライキは不要だという見方もある。だが、賃上げの問題ひとつをとってみても、ストライキというカードを欠いたまま、労働組合がいかに経営に対する交渉力を担保しえるのかはみえにくい。

なぜ、日本ではこれほどまでにストライキが少なくなったのか。ストライキの減少は我々の社会と労働の

あり方にいかなる影響を与えたのか。今日においてもストライキは有効な手段となりうるのか。本特集では昨今の国際的な動向を射程に入れつつ、ストライキについて労使関係、経営管理、経済学、政治学、法学など各分野の専門家に論じて頂いた。

まず禹論文では、日本でストライキが起きなくなったのはなぜかという問いに、歴史的な視点からアプローチする。戦後から現在に至る時期を4つに分け、それぞれの時期のストライキの特徴が、政治的背景、労働市場の需給関係、産業構造の変化、労働運動の制度化などの観点から解き明かされる。なかでもストライキが沈静化したのは、オイルショックを契機とした労働運動の「労使対決」から「労使協調路線」への転換であった。その象徴が労使協議制度の広がりだが、それは同時に「団体交渉」の軽視と、企業を超えた産業別組織の機能低下をもたらした。著者は、そもそも「労」と「使」の間には利害の対立があることをあらためて認識することが、対等な立場での労使関係の構築に向けた第一歩であるという。従来のストライキのあり方にとらわれることなく、労使の間の熟議と対話を求めるための提言に、耳を傾けたい。

鳥西論文は、ストライキに何ができるのかという問いに、戦後最大の争議である石炭産業の事例を通じて取り組む。1950年代以降の争議では、産業別統一闘争が維持できず、組合側の敗北が続いた。しかし、敗北が見えているにもかかわらず、ストは実施されつづけた。もはや各地の炭鉱の閉山は避けがたいなかで、「ストライキ」は次第に閉山に向けたスケジュールに「埋め込まれた」ものになっていく。だがその過程で、労働組合は経営側が提示した条件を積み増し、閉山への準備期間を獲得することに成功する。この過程は、ストライキの目的が「勝つ」ことだけではないことを教えてくれる。たとえ結果的に負けても、あるいは最初から負けることが分かっているにもかかわらず、ストを構えることが問題解決の手段として有効であった。

続いて齋藤論文では、ストライキと組合活動の経済学的な考察が行われる。ストライキはどのようなメカニズムでどのような時に起きるのか、ストライキが起きたことが将来の労使の力関係にどのような影響を与えるのかなど、欧米では経済学の枠組みを用いた実証研究が蓄積されてきた。日本では、ストライキ自体が非常に稀であるために計量的な実証研究も少なく、とくに個人が組合活動に参加するメカニズムは明らかではない。著者は労働組合員の意識調査データを用いて、どのような組合員が労働組合を高く評価し、組合活動に関与しようとしているのかについて分析する。こうした実証分析の丁寧な蓄積によって、日本においてストライキが少ない理由についても知見を得ることが可能になるだろう。

新川論文は、近年アメリカでストライキが急増しているその実態を紹介し、それがアメリカの労働運動および社会運動の展開にどのような意味を持つかを検討する。アメリカは徹底した反組合主義の国であり、企業はいかなる組織化の兆しも即座に封じる構えをとる。そうした環境でストライキという手段に訴えることは大きなリスクが伴うため、これまでの労働運動の主流はそうした環境に順応したビジネス・ユニオニズムとして発展してきた。だが、白人男性労働者を中心とする従来の運動は、非白人・移民・女性などの労働者を警戒し排除する傾向にあった。昨今の急増するストライキの主力は、労働運動から排斥されてきたこうした人々であり、その点でこれまでとは一線を画す「社会運動ユニオニズム」と位置づけられる。こうした動きを新しい労働運動として発展させるには、多様な人種・性別・エスニシティから構成される労働者をひとつにまとめあげるビジョンが必要であり、それが「資本 vs. 労働」という階級的視点であると著者はいう。

つづく井川論文は、フリーランスへの団結権の保障について論じている。近年プラットフォーム労働の拡大など、労働のあり方はますます多様化している。フリーランスを含む「自営業者」は伝統的には「労働者」に含まれないとされてきたが、実態としては雇用労働と同様の働き方をする場合も多く、「労働者性」

を認めるかが議論となってきた。EUにおいては、フリーランスに必ずしも労働者性をみとめなくても団結権を保障するという方向に政策が展開してきた。しかし、団体交渉を行って労働協約を結ぶことまでは認められても、団体行動権が保障されるかは明確でない。経営者に実質的な圧力をかけるためにはストライキを行う権利も重要であると著者は示唆する一方で、フリーランスという働き方ゆえに既存のストライキでは有効な圧力にならない可能性も指摘する。

最後の首藤・西村・鈴木による紹介は、2023年8月のそごう・西武労働組合のストライキを扱っており、労働組合委員長であった寺岡氏と、同業他社の労働組合委員長であり上部団体の部会長であった西嶋氏に、インタビューを行ったものである。百貨店でのストライキは、およそ60年ぶりのことであった。どのような経緯でストライキに至ったのか、どのようにストライキに踏み切ることを決断したのか、そのとき組合員は、会社の上層部は、組合の上部団体は、同業他社は、そして顧客や地域社会はどのように応じたのか。ストライキという経験を通じて、得られたものは何か——。そごう・西武労働組合の経験は、企業売却により雇用が揺らぐ場面において、どのように働く者の声を経営に届け、その権利を守っていけるかをあらためて考えさせる。企業買収がますます頻繁に生じるなかで、これまでの団体交渉の制度が会社法の変化に対応しえているかについても問いかけている。

本特集では、ストライキの過去・現在・未来について多様な視点から光をあてた。労使関係はいかなる社会においてもこれまでの歴史・法制度・雇用慣行・社会規範などに重層的に規定されている。この社会において、働く者の権利を守り、健全な労使関係を構築するために、ストライキをどのように考えるべきなのか、論点は尽きない。本特集がそうした議論の一助になれば幸いである。

責任編集 鈴木恭子・首藤若菜・西村純
(解題執筆 鈴木恭子)